

第10 共謀罪の創設とその問題点

1 共謀罪の提案に至る経緯と共謀罪の概要

政府は、2000（平成12）年12月、国連越境組織犯罪防止条約（United Nations Convention against Trans-national Organized Crime）に署名している。

同条約は、越境的な組織犯罪が近年急速に複雑化・深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、各国が自国の刑事司法制度を整備し、強化するのみならず、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識を踏まえて、越境的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを規定している。2003（平成15）年5月には、国会において同条約を批准することが承認されている。

政府は、同条約の締結に伴い必要となる罰則の新設等、所要の法整備を行うためであるとして、第156回通常国会に「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を提出した。

上記法案は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律6条の2として、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀」することを犯罪として処罰すると定め、死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪の共謀については5年以下の懲役又は禁錮、長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪の共謀については2年以下の懲役又は禁錮に処する旨を規定していた。

その後、何度か実質審議が行われたが、第171回通常国会において、解散による廃案となり、それ以来、現在に至るまで、共謀罪法案は国会に上程されていない。

2 共謀罪の問題点

政府が提案していた共謀罪の構成要件は、「組織的な犯罪集団」の関与を求めておらず、単に「団体」と規定するだけであるために、共謀罪が適用される団体が極めて曖昧である上に、共謀しただけで直ちに犯罪が成立するとされていることから、その構成要件は広汎かつ不明確であり、刑法の人権保障機能の観点から到底容認することはできない。

近代刑法においては、法益侵害の結果を発生させた既遂犯を処罰するのが原則であり、実行に着手したが結果が発生しなかった未遂犯は例外的に処罰され、法益が重大な場合にさらに例外的に予備罪が処罰されることになっている。

ところが、政府が提案していた共謀罪法案は、同条約が「重大犯罪」として長期4年以上の全ての犯罪と定義し、共謀罪を全ての「重大犯罪」について立法化することを締約国に義務化していることを受けて、長期4年以上の全ての犯罪（現行法上600以上もの犯罪）について、それぞれについて共謀罪を新設する立法事実を検討することなく、一律かつ自動的に共謀罪を新設するものである。そのため、例えば公職選挙法違反などにも共謀罪が新設されることになる。また、建

器物損壊罪（刑法250条）のように、未遂犯や予備罪による処罰がなされない犯罪であっても共謀罪は成立するという逆転現象まで生ずることになってしまう。：我が国は、他の国と比べると、同じ罪種でも、殺人について謀殺・故殺のように構成要件と刑罰が別々に規定しておらず、また、窃盗や詐欺などでも手口によって構成要件と刑罰が別々に規定されていない。そのため、極めて広い法定刑を定めているために、例えば窃盗（法定刑は10年以下の懲役）も「重大犯罪」として共謀罪が新設されることになってしまうという我が国独自の法制のために共謀罪を新設する対象犯罪が極めて多くなっている。

そのため、現行法上、予備罪・準備罪は約50、共謀罪・陰謀罪は26あるが、これと比較して、それ以前に成立する共謀罪が600以上も新設される結果、現行法の体系を崩すことになってしまう。

2006（平成18）年の通常国会においては、与党と野党とが政府案に対する修正協議を行い、それに基づいて、与党は、①対象となる団体を組織的な犯罪集団に限定し、処罰の対象をかかるとする集団の活動（その意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該集団に属するもの）に限定すること、②処罰条件として「共謀した者のいずれかによりその共謀に係る犯罪の実行に必要な準備その他の行為が行われた場合」を追加することなどを盛り込んだ修正案をまとめている。

与党の修正案は、適用範囲をある程度限定しようとしている姿勢は見られるものの、予備罪よりも遙かに以前の合意の段階で犯罪が成立するという基本的な枠組みには変更はなく、近代刑法における行為処罰の原則を否定する立法であるという点では政府案と根本的な違いはない。

3 法案をめぐる最近の情勢と求められる日弁連及び弁護士会の活動

日弁連は、2012（平成24）年4月12日、政府に対して、「共謀罪」の創設を含む組織犯罪処罰法改正案を提出すべきではないとする「共謀罪の創設に反対する意見書」を公表した。

日弁連は、2014（平成26）年3月に、共謀罪法案対策本部を設置し、全国の弁護士会で反対の会長声明を出したり、会内学習会や市民集会などの実施を進めている。

フランスの首都パリで、2015（平成27）年11月13日午後9時過ぎ（日本時間14日午前5時過ぎ）に、コンサート会場やレストランなどで銃撃や爆弾攻撃が相次ぎ、130人近くが死亡し、少なくとも180人が負傷する事件が起こったが、その後、自民党の谷垣禎一幹事長は同年11月17日、テロ撲滅のための資金源遮断などの対策として組織的犯罪処罰法の改正を検討する必要があるとの認識を示し、自民党の高村正彦副総裁や石破茂地方創生担当相から、共謀罪法案の早期成立を求める声が相次いだ。2016（平成28）年の通常国会には法案は提出されなかった。

その後、同年8月26日以降、新聞各紙が、政府が、共謀罪法案について、その要件を変更し、罪名を「（テロ等）組織犯罪準備罪」に変更して、同年秋の臨時国会に提出を検討している旨の報道がなされたが、菅官房長が秋の臨時国会へ法案を提出しないことを明らかにした。

もっとも、臨時国会召集後の安倍晋三首相の所信表明演説に対する参院本会議での各党代表質問において、安倍首相は、同年9月29日、2020年東京五輪・パラリンピックを視野に入れたテロ

対策として、「国際社会と協力してテロ組織による犯罪と戦うことは、極めて重要な課題だ」と述べており、2017（平成29）年の通常国会に新たな法案が提出される可能性が高まっている。

報道によれば、新たな法案は、「共謀」を「計画」と言い換え、組織犯罪集団による団体の活動として行われることや、資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為がなされることを処罰条件とするように変更し、「共謀罪」という名称を「（テロ等）組織犯罪準備罪」に変更しようとしている。

しかしながら、600以上の犯罪を創設しようとしている点には変更はなく、「組織犯罪集団」や「準備行為」の概念は極めて曖昧であり、捜査機関による恣意的な運用のおそれがあるという点では共謀罪法案とその本質的な危険性において違いはない。また、根拠となっている国連の上記条約は、「組織的な犯罪集団」の定義として経済的な利益の獲得を直接又は間接に目的とする団体であると定義しており、元々、マフィアや暴力団による経済的組織犯罪を取り締まることを目的としていたものであり、テロ対策を主たる目的として作られた条約ではない。国連はテロ関連で13の条約を作っているが、我が国はその全ての条約に加盟し、それに対応するための国内法整備をしているのであるから、今すぐにテロ対策のために、600以上もの新たな共謀罪を新設しなければならないという立法事実があるとは考えられない。

日弁連及び弁護士会は、今後も、二度と政府として共謀罪の新設を内容とする組織犯罪処罰法の改正案を提出することがないように、反対運動を展開すべきであり、新たな共謀罪法案を国会に再提出する動きに対しては、国民に広く呼びかけ、全力で再提出を阻止する必要がある。